

# 指標

## 大震災を乗り越えて —平成24年度基本的活動方針—

会長  
長瀬 清

今年の冬はことのほか気温が低く、真冬日の日数が札幌、旭川、岩見沢などで増えた。この寒さはシベリア高気圧が例年より強く、道内に流れやすかったからと説明されている。降雪量も多かったが、寒さのために解けず積雪が増し、落雪による死者が増え、また家の倒壊が多数に上った。春の到来が遅れるのではと心配されたが、気象庁の発表によると本道での桜の開花予測はほぼ例年並みという。間もなく間違いなく花の季節がやってくる。

昨年3月11日、東日本太平洋側を震源とする大地震と広く沿岸一体を襲った巨大津波は、一瞬にして多くの人の命と住まいを奪った。その悲惨な光景はテレビを通じて目に焼き付いている。今、がれきの山とすべてが洗い流された被災地の情景を目にし、復興の一日も早からんことを祈るばかりである。多くの人々の支援の手は今も続いており、日赤に毎日7,000万円の義援金が寄せられているという。

このような状況の中で6年ぶりの診療報酬と介護報酬の同時改定が行われた。日本医師会は震災直後のことであり、診療報酬の改定は見合わせ、不合理点の見直しのみとする提案を行った。

昨年12月末、小宮山厚労大臣と安住財務大臣の直接折衝で診療報酬の0.004%のネットプラス改定が決定した。医科で+1.55%、約4,700億円の改定となる。これは救急、産科、小児科、外科等の急性期医療の適切な提供と勤務医対策に約1,200億円、地域医療再生のための在宅医療充実等に約1,500億円、そしてがん治療や認知症治療等の推進に約2,000億円重点配分するとした。

一方、介護報酬は23年度末で打ち切りとなる介護従事者処遇改善交付金の廃止を受け、介護報酬で手当てとするとして1.2%のプラス改定となった。これは実質本体マイナス改定であり、介護療養事業所の経営は相当きつものにならざるを得ない。

政治、経済情勢は内外共に混迷の度を深めている。

野田内閣は民主党が政権を獲得すれば、官から政治主導へ、無駄を省けば財源は十分にあるとした見込み違いで、今や官主導によって増税路線をひた走りしている。「社会保障・税の一体改革」で、医療での受診時定額負担制度導入を企図したが、これは国民の大反対で導入は見送った。しかし、党内の強い反対を押し切り消費税増税を進めようとしている。とりあえずは2段階で10%までとしているが、それ以上の増税も必要との意見もあるので、今後の展開を注意深く見守る必要がある。

今年は米国、ロシア、フランス、中国、台湾、韓国などで、国のリーダーの選挙が行われる。既に台湾、ロシアではその決着がついている。今後の世界の動きを左右する重要な年である。

EU諸国も極めて不安定な状況にあり、とりあえずギリシャの財政破綻は食い止められたが、まだまだ予断を許さない。

以上の状況下において、平成24年度の北海道医師会の活動方針を去る3月11日、第137回定時代議員会に提案し、議決いただいた。これにのっとり着実に会の運営を実行していきたい。

会員諸兄の絶大なご協力、ご支援をお願い申し上げます。

### 平成24年度基本的活動方針

昨年は東日本太平洋岸一帯の広い範囲で千年に一度という大災害に見舞われ、新たに発足した北海道医師会の執行部も被災地支援対応に精力を傾注、本来業務遂行に至るまでに少し時間を要した。災害発生後一年になるが、がれきの処理もままならず、復興までまだ時間を要する状況で、被災された人々の心を思うと胸が痛む。

世界の政治、経済状況も極めて不安定な情勢にある。ギリシャの経済破綻に端を発したユーロ圏の危機、長期にわたるイラク等海外派兵で経済が低迷し多くの失業者を抱えるアメリカ、長期独裁政治からの解放を求める北アフリカ諸国、強権力者誕生を危ぶむロシアなど世界の多くの国々で市民運動が勃発している。アメリカ、ロシア、フランス、韓国でリーダーの選挙が行われ、北朝鮮、中国でも指導者が代わる。今年はこれからの世界情勢を占う重要な年となる。我々の生活に大きく影響することであり注目したい。

日本は、政治の混乱、経済の低迷が続いている。国民の大きな期待を担って新しい政権が誕生したが、これまでに掲げた公約は悉く夢で終わった。政治主導の理想も、いつの間にか官主導が変わってしまった。

貧富の差なく、総ての国民が平等に医療を受けられる世界に誇る医療制度も、医療の営利産業化へのすすめで危うくなりつつある。TPPへの参加、医療

の国際化の名の下の医療ツーリズム、国際戦略医療特区構想はなんとしても阻まなければならない。我々は公平な目をもって日本の将来を思い意見を述べ、行動したい。

「社会保障・税の一体改革」が実行され消費税が引き上げられると、以前から問題視されている医療における控除対象外消費税が医療機関に重くのしかかってくる。ゼロ税率は難しく、これまで通り診療報酬で手当すること、高額投資に対しては別途対処するとしているが、目に見えるはっきりしたものにしてほしい。

日本医師会は前回と今回の2度にわたって診療報酬でプラス改定を勝ち取った。後は中身が重要で、前は勤務医対策として大病院主体であったが、今回は中小病院、診療所にも光が当てられたか、改定後の検証を十分にすべきである。

今年は日本医師会会長選挙の年である。日本医師会は平成25年4月に新公益法人制度による新たな法人として再出発する。現制度での最後の会長選挙であり、次につながる透明性をもった誰からも納得される選挙であってほしい。

都道府県、郡市医師会の法人化も進行中であり、日本医師会のありかたによってかなり影響を受ける。新しい組織作りと医師会の存在意義を世に示す絶好の機会ととらえ対応したい。

北海道医師会は法人制度改革に当たって非営利型一般社団法人を選択することで検討を進めている。

現在医師会が抱える問題は多いが、一つ一つ解決に向け努力を重ねたい。個々の活動については、会員の絆を強固なものにし、地域住民の安心・安全で健康な生活を支援できるよう、以下に掲げる各部の事業項目に則り進めていきたい。

## 平成24年度各部事業項目

### 【総務部】

#### 1. 組織強化

- (1) 執行体制の強化
- (2) 各郡市医師会・医育機関医師会との連携強化
- (3) 北海道との連携強化
- (4) 関係諸団体との連携強化
- (5) 「日本の医療を守る道民協議会」の事業活動の推進
- (6) 各種会議等の対応
- (7) 会員活動の支援
- (8) 医師会組織の更なる強化
- (9) 育英資金制度の充実

#### 2. 会務の充実

- (1) 公益法人制度改革への対応
- (2) 諸規程の見直し
- (3) 会費・負担金等の検討

### 【医療安全部・医事法制部】

#### 1. 生命と倫理の高揚に関する検討

- (1) 医の倫理にもとづいた医療の啓発と自浄作用の強化推進

#### 2. 安全な医療の提供

- (1) 医療安全推進週間への参加
- (2) 医療の質管理の取り組み
- (3) 医療安全研修会の開催

#### 3. 診療情報等の提供

- (1) 医療安全支援センターを中心とした行政・関係団体との連携強化
- (2) インフォームドコンセントの徹底とセカンドオピニオンの推進
- (3) 「診療情報の提供に関する相談窓口」の充実
- (4) 個人情報適正な取扱いに関する指導

#### 4. 医事紛争対策の推進

- (1) 医事紛争の発生予防と適正処理
- (2) リピーター会員への指導強化
- (3) 医師賠償責任保険にもとづいた処理手続きの理解徹底
- (4) 無過失補償制度の推進

#### 5. 医療安全関連法への対応

- (1) 医師法21条「異状死体届出義務」に係る諸問題の検討
- (2) 医療安全調査委員会設置への対応
- (3) 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」への協力
- (4) 死後画像診断(Ai)の推進

### 【医療政策部】

#### 1. 医療政策の研究と提言

- (1) 医療政策実現への活動
- (2) 医療制度改革への対応
- (3) 医療政策等検討委員会の開催
- (4) 地域医療に関わる地域別意見交換会の開催
- (5) 地域医療住民フォーラムの開催および支援
- (6) 医政講演会の開催
- (7) 政経問題懇話会の開催
- (8) 医療政策資料等の整備と活用
- (9) 日本医師会、日本医師会総合政策研究機構等との連携

#### 2. 国民皆保険制度堅持の運動

#### 3. 北海道保健医療福祉計画および北海道医療計画の見直しへの対応

#### 4. 道州制導入への対応

#### 5. 北海道の保健・医療・福祉政策への提言と施策への対応

- (1) 北海道の地域医療確保対策
- (2) 緊急臨時的医師派遣事業
- (3) 地域医療再生計画
- (4) 北海道医療費適正化計画
- (5) 北海道医療審議会

- (6) 北海道医療対策協議会
  - (7) 北海道総合保健医療協議会
  - (8) 保健医療福祉圏域連携推進会議
  - (9) 保健福祉部との意見交換
6. 郡市医師会医政講演会等への協力

#### [医業経営・福利厚生部]

- 1. 医業経営対策の推進
  - (1) 医業経営講習会の開催
  - (2) 患者接遇に関する研修会の開催
  - (3) 「医師のためのやさしい税務と確定申告」の発行
- 2. 不合理税制への対応
- 3. 福利厚生事業の充実
  - (1) グループ保険新規加入増強キャンペーンの継続

#### [情報広報部]

- 1. 情報システムの充実
  - (1) 情報システムの効率的な運用
  - (2) 日本医師会医療情報関連事業への参加と協力
  - (3) 日医標準レセプトソフト（ORCAプロジェクト）の普及
  - (4) 日本医師会テレビ会議システムの活用
- 2. 広報活動の充実
  - (1) 郡市医師会、会員への広報
  - (2) 北海道医報の充実
  - (3) ホームページ、Eメール等の利活用
  - (4) 道民への広報
  - (5) 積極的なマスコミ対応

#### [医療保険部]

- 1. 診療報酬改定への対応
- 2. 保険者機能強化への対応
- 3. 審査を巡る諸問題への対応
- 4. 保険医療に関する研修の充実並びに指導への対応
  - (1) 社会保険医療指導委員協議会の開催
  - (2) 社会保険指導者講習会への参加と伝達
  - (3) 保険医療医師研修会の開催
  - (4) 社会保険医療担当者に対する指導への対応
- 5. 労災、自賠責保険の改善
  - (1) 労災・自賠責保険医療等改善対策委員会の開催
  - (2) 損保協会・損害保険料率算出機構との連携強化、北海道自動車保険医療連絡協議会の開催
  - (3) 労災保険に関する労働局・労災保険情報センター・労災保険指定病院協会との連携強化、労災三者懇談会の開催
- 6. 医療保険事務講座等の充実
  - (1) 健保請求事務講座の開催
  - (2) 健保請求事務研修会の開催

#### [地域保健部]

- 1. 北海道健康増進計画への対応
- 2. 生活習慣病対策の推進
  - (1) 特定健康診査・特定保健指導対策の推進
  - (2) 糖尿病対策推進会議の開催
  - (3) 生活習慣病等スキルアップ・セミナーの開催
  - (4) 健康づくり実践セミナーの開催
  - (5) 禁煙対策の推進
    - …… [旧健康教育事業部より移管]
- 3. 予防医学に関する情報の収集と提供
  - …… [旧健康教育事業部より移管]
- 4. 感染症危機管理対策の充実と情報提供
- 5. 母子保健・乳幼児保健対策の推進
  - (1) 子ども支援日本医師会宣言の推進
- 6. 環境保健対策の推進
- 7. 精神保健対策の推進
  - (1) かかりつけ医と精神科専門医との連携
- 8. 学校保健対策の推進
  - (1) 学校健康教育活動の推進
  - (2) 学校保健委員会活動の推進
- 9. 学校検診事業の推進
  - (1) 学校心臓検診事業の推進
  - (2) 眼科・耳鼻咽喉科専門医検診率の向上
- 10. 青少年への健康教育の推進
  - …… [旧健康教育事業部より移管]
- 11. 郡市医師会健康教室開催への支援
  - …… [旧健康教育事業部より移管]
- 12. テレビやポスター等を利用した健康情報の提供
  - …… [旧健康教育事業部より移管]
- 13. 健康スポーツ医活動の推進
  - …… [産業保健部より移管]
- (1) 健康スポーツ医学の推進
- (2) 日本医師会認定健康スポーツ医の登録と単位管理
- (3) 健康スポーツ医学再研修会の開催
- (4) 健康スポーツ医学推進委員会の開催

#### [地域医療部]（新設）

- 1. 病院運営対策の推進
  - …… [医療関連事業部より移管]
- (1) 病院管理研修会の開催
- (2) 北海道病院団体懇談会の開催
- 2. 医療廃棄物対策の推進
- 3. 医師会共同利用施設への支援と協力
  - …… [医療関連事業部より移管]

## [地域福祉部]

1. 地域ケア体制への対応
  - (1) 療養病床再編に関する諸問題
  - (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画
  - (3) 施設整備検討会議への参画
2. 介護保険制度並びに障害者自立支援制度への対応
  - (1) 郡市医師会との連携強化
  - (2) 主治医サポート事業の実施
  - (3) 全国会議・研修会等への参加
  - (4) 介護保険関連情報の収集と提供
  - (5) 人材養成への支援
  - (6) 介護報酬改定への対応
  - (7) 介護保険制度見直しへの対応
3. 福祉関係団体との連携
4. 北海道総合在宅ケア事業団等への協力

## [産業保健部]

1. 産業保健活動の推進
  - (1) 産業保健活動推進委員会の開催
  - (2) 北海道産業保健活動推進協議会の開催
  - (3) 郡市医師会産業保健活動への助成
  - (4) 労働安全衛生コンサルタント会との連携
  - (5) 日本産業衛生学会北海道地方会との連携
  - (6) 全国会議・学会等への参加
  - (7) 産業医と精神科等専門家とのネットワークシステムの構築
2. 北海道地域産業保健センター事業の運営（厚生労働省受託事業）
  - (1) 健康相談事業の充実
  - (2) 相談医の確保
  - (3) 統括コーディネーターの選任と連携
  - (4) 連絡協議会ならびに運営協議会の開催
  - (5) 広報啓発活動の推進
3. 北海道産業保健推進センターとの連携
  - (1) 運営協議会への参画
  - (2) メンタルヘルス対策支援事業への協力
  - (3) 研修会・個別相談会の共同開催
4. 産業医研修事業の実施
  - (1) 産業医学基礎研修会の開催
  - (2) 北海道補助事業
    - 1) 産業保健研修会の開催
  - (3) 産業医学振興財団受託事業
    - 1) リフレッシュ研修の実施
    - 2) スキルアップ専門・実地研修の実施
  - (4) 日本医師会認定産業医の登録と単位管理
  - (5) 各種研修会等の情報提供

## [救急医療部]

1. 救急医療体制の確保
  - (1) 休日夜間診療確保対策事業の推進
  - (2) 救急医療対策部会の運営

- (3) 小児救急への対応
  - 1) 小児救急地域医師研修事業の推進
- (4) メディカルコントロール体制への支援と協力
- (5) 航空医療体制への対応
  - 1) ドクターヘリの導入促進と連携体制強化への支援と協力
  - 2) メディカルウイング研究運航への支援と協力
2. 救急医療施設の連携の推進
  - (1) 救急医療機関の連携強化
  - (2) 道内急病センター（診療所）連絡会の開催
  - (3) 災害拠点病院等連絡協議会への協力
3. 災害時医療救護体制の確保
  - (1) 北海道防災会議への参画
  - (2) 災害時医療体制の整備および道外大規模災害への対応と支援
  - (3) 北海道防災総合訓練ほか各種訓練と研修会への参加
  - (4) 日本医師会との連携
4. 北海道救急医療・広域災害情報システムへの協力
5. 救急業務関係者を対象とした研修会の開催
6. 道民への啓発活動の推進
  - (1) 救急医療フォーラムの開催および支援
  - (2) 救急の日事業
  - (3) AEDの普及と啓発
  - (4) パンフレット・冊子等の制作と頒布

## [医療関連事業部]

1. 勤務医への支援
  - (1) 勤務医の加入促進
  - (2) 勤務医部会の運営
  - (3) 勤務医懇談会の開催
2. 女性医師への支援
  - (1) 女性医師サポート事業の推進
  - (2) 女性医師の研修会等への参加支援
  - (3) 女性医師バンクへの支援
  - (4) 女性医師等支援相談窓口事業の充実
3. 医療関連専門職種との連携
  - (1) 医療・福祉関係職能団体等懇談会の開催
4. 看護要員の養成と確保
  - (1) 医師会立看護師等養成施設への支援
  - (2) 高等学校進路指導担当教員等への説明会の開催
  - (3) 医師会立准看護学校連絡協議会の開催
  - (4) 潜在看護師の再就業支援
  - (5) 看護の日・看護週間への支援と協力

## [学 術 部]

1. 日本医師会生涯教育講座・北海道医師会認定生涯教育講座の開催
  - (1) 日本医師会生涯教育協力講座セミナーの実施

- (2) 郡市医師会・全道規模専門医会単独主催講座に対する助成
  - (3) 郡市医師会等各種団体主催講座の認定と受講証の発行
  - (4) 日本医師会生涯教育制度改定への対応
2. 自宅学習環境の整備および評価事業
    - (1) 生涯教育シリーズXX「呼吸器疾患」の北海道医報への連載と合本
  3. 学会および教育・研究機関との連携
    - (1) 医学会開催に対する助成
    - (2) 道内三大学病院研修登録医(臨床登録医)制度への協力
    - (3) 新医師臨床研修制度への協力、指導医のための教育ワークショップの開催

4. 北海道医学大会の開催
5. 北海道医師会賞の贈呈

#### [財 務 部]

1. 会計・経理
  - (1) 公益法人会計基準の改正等への対応
  - (2) コンピュータによる会計システム導入の検討
  - (3) 資金の安全な運用
  - (4) 計画的特定積立預金の確保
2. 会館および附属設備の管理運営
  - (1) 中長期保全工事実施計画の検討
  - (2) 優良テナントの維持
  - (3) 万全な保守整備

## お知らせ

### 性犯罪被害者に係る 医療経費等の負担軽減措置の改正について

—北海道警察からの依頼—

#### 1. 改正の目的

平成17年4月に施行された「犯罪被害者等基本法」に基づき、同年12月27日に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」に「性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減」が盛り込まれたことを受け、北海道警察においては、平成18年4月1日から、性犯罪被害者に係る医療経費等の負担軽減措置を実施しています。

このたび、本制度を一層充実させるために、平成24年4月1日より公費負担の支出要件が拡充されますのでお知らせします。

#### 2. 改正内容

これまで公費支出の対象にならなかった、警察へ届け出をする前に医療機関を受診した被害者の医療費も公費で負担します。

なお、被害者が警察届出前に医療機関を受診し、すでに医療費を支払っている場合には、医療機関から被害者へ医療費を返還した後、改めて警察による公費支出手続きを行います。

#### 3. その他

医療経費の請求方法等については、従来からの制度と変わりありません。

医療機関においては、医療費を警察負担分と被害者負担分に分けて、それぞれに請求してください。その他、制度についての不明点は下記担当部署まで問い合わせ願います。

#### 担当部署

北海道警察本部 刑事部  
捜査第一課 性犯罪捜査係  
電話011-251-0110 (内線4116、4120)

( 総 務 部 )